

※報酬等の基準を記載した資料

評議員等報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人KBC愛育会（以下「法人」という。）の開催する次の会議等に出席する評議員、理事及び監事並びに評議員選任・解任委員（以下「評議員等」という。）の出席および理事長職に対する報酬及び費用の支給に関する必要な事項を定めることを目的とする。

- (1) 理事会
- (2) 監査
- (3) 評議員会
- (4) 評議員選任・解任委員会

(評議員等報酬及び費用弁償)

第2条 評議員等の報酬及び費用弁償の額は、次のとおりとする。

(1) 報酬（日当分）

報酬の種類	金額
理事長の職	月額／50,000円
理事会の出席	日額／4,000円
評議員会の出席	日額／4,000円
監事による監事監査	日額／8,000円
評議員選任・解任委員会の出席	日額／3,000円

(2) 交通費（費用弁償分）

範囲	
南部圏域	1,000円
上記以外	1,500円

2 理事長報酬には、理事会等出席の報酬を含むこととする。

(出張旅費)

第3条 役員及び評議員が、法人又は法人の運営する施設の業務のため出張する場合は、別に定める「旅費規程」に基づき報酬及び旅費等を支給する。

(兼務役員)

第4条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。（ただし、第1条に規定する会議等がめぐみの森保育園の営業時間内に開催される場合を除く）

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。
- 3 本人了承の上、指定の口座へ振り込むことができる。

(理事及び監事の報酬の総額)

第6条 理事及び監事の年間報酬の総額は、次の額を超えない範囲とする。

	報酬の総額
理事	744,000円
監事	64,000円

(公表)

第7条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、法人設立日（平成27年2月9日）より施行する。

この規程の改正は、平成29年4月1日より施行する。

この規程の改正は、平成29年6月7日から施行する。

この規程の改正は、平成29年12月13日から施行する。

この規程の改正は、令和3年4月1日から施行する。